総務事業常任委員会会議録

令和5年9月12日

忠 岡 町 議 会

忠岡町議会総務事業常任委員会会議録

日 時 令和5年9月12日(火)午前10時00分開会 場 所 委員会室

1. 出席委員

松井 匡仁 総務事業常任委員会委員長 河瀬 成利 副委員長 IJ 委員 今奈良幸子 委員 北村 孝 IJ IJ 委員 是枝 綾子 委員 勝元由佳子 IJ

1. 欠席委員

なし

1. 出席理事者

町 長	杉原	健士	副町長	井上	智宏
教育長	富本	正昭	町長公室長	立花	武彦
町長公室次長兼企画人権課長			町長公室次長兼総務課長	南	智樹
	明松	隆雄	秘書人事課長	中定	昭博
財政課長	岩佐	式人	危機管理課長	小倉由	紀夫
住民部長	谷野	栄二	住民部次長兼生活環境課長	Ę	
住民課長	大谷	貴利		新城	正俊
税務課長	長谷川	太志	産業まちづくり部長	村田	健次
産業建築課長	坂本	健三	土木課長	橋本	珍彦
会計管理者兼会計課長	春日	正人			
消 防 長	森下	孝之	消防次長兼消防予防課長	岸田	健二
消防総務課長	森田	憲久	消防署長兼消防警防課長	下川	浩幸

1. 本議会の職員

 事務局長
 柏原
 憲一

 主
 査
 酒井
 宇紀

 主
 査
 岩間早百合

委員長(松井匡仁議員)

おはようございます。定刻となりました。

委員皆様方におかれましては、ご多忙のところお集まりくださいまして、誠にありがと うございます。

ただいまから総務事業常任委員会を開会いたします。

(「午前10時00分」開会)

委員長(松井匡仁議員)

本日の会議は傍聴を許可しておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

委員長(松井匡仁議員)

なお、本日の出席委員は全員ですので、委員会は成立しております。

委員長(松井匡仁議員)

会議録署名委員は、委員会条例第26条の規定によりまして、2番・今奈良幸子委員を 指名いたします。よろしくお願いいたします。

委員長(松井匡仁議員)

開会に先立ち、町長よりご挨拶を頂きます。

町長(杉原健士町長)

はい。

委員長 (松井匡仁議員)

杉原町長。

町長 (杉原健士町長)

おはようございます。総務事業常任委員会開会に当たりまして、一言ご挨拶させていた だきます。

議員皆様方には早朝よりご参集いただきまして、誠にありがとうございます。本定例会に付してます案件、少ないんですけれども、しっかりと理事者のほうも説明しながらご審議いただければ幸いかなと思っています。

どうぞよろしくご審議のほどお願いいたします。以上でございます。

委員長(松井匡仁議員)

ありがとうございました。

9月8日の本会議において、本委員会に付託を受けました議案3件の審査を行います。 それでは、これより議事に入ります。議案書に基づき議事を進めてまいります。

説明者は、ページ数を言ってから説明をお願いいたします。

発言の際は、議員・理事者の皆さん、「委員長」と言っていただき、私がお名前をお呼びしてから発言していただきますようよろしくお願いいたします。

また、発言者は、マイクのスイッチを押してから発言されますようによろしくお願い申 し上げます。

委員長(松井匡仁議員)

案件. 令和5年第3回忠岡町議会定例会付託案件についてを、議題といたします。

委員長(松井匡仁議員)

それでは、議案第31号 令和4年度忠岡町下水道事業未処分利益剰余金の処分についてを、担当課より説明を求めます。

土木課長 (橋本珍彦課長)

委員長。

委員長(松井匡仁議員)

橋本課長。

土木課長 (橋本珍彦課長)

議案書の3ページをお願いをいたします。議案第31号、令和4年度忠岡町下水道事業未処分利益剰余金の処分について、ご説明をさせていただきます。ご配布しております土木課資料もよろしくお願いをいたします。

本件は、当年度未処分利益剰余金につきまして、使用した減債積立金の額に相当する金額、2,124万3,400円を資本金に組み入れ、また、将来の企業債償還の財源として減債積立金に7,303万3,627円を積み立てることに関し、議決を求めるものでございます。

説明は以上となります。よろしくお願いをいたします。

委員長(松井匡仁議員)

ありがとうございました。説明は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。

委員(是枝綾子議員)

委員長。

委員長(松井匡仁議員)

是枝委員。

委員(是枝綾子議員)

議案書では3ページになりますけれども、議案書のほうのところでですね、当年度純利益7,303万3,627円を全額減債積立金に積み立てられたということなんですが、 全額減債積立金のほうに積み立てた理由について、これについてちょっとお答えいただき たいのと、もう1点は、減債積立金の現在高というんですかね、は幾らになるでしょうか。この2点、お聞きしたいと思います。

委員長(松井匡仁議員)

橋本課長。

土木課長 (橋本珍彦課長)

全額を積み立てた理由になるんですけれども、4条予算のところでですね、今、本町、 償還元金が6億数千万円ほどありまして、原則的には4条予算が赤字というか、収支不足 になっております。その収支不足を埋め立てるために出てきた未処分利益剰余金を減債積 立金に積立てをさせていただきまして、それを補塡財源として使っていこうという計画と いうかスキームになっておりますので、全額積立てをさせていただいてございます。

あと、減債積立金の残額になるんですけれども、今、2,100万円ほど使わせていただきましたんで、5,100万円ほど残っておりますと。それに今回の7,300万円ほどを積ませてもらいますと、合計で1億2,400万円ほどが減債積立金の残額ということになります。

以上です。

委員長(松井匡仁議員)

よろしいですか。是枝委員。

委員(是枝綾子議員)

ありがとうございます。そしたら、毎年、返済というんですかね、工事いろいろされますので、起債の返済が6億ほどあるということですが、ちなみに現在の下水道会計の起債の償還、あと残っている残高というのは幾らでしょうか。

委員長(松井匡仁議員)

橋本課長。

土木課長 (橋本珍彦課長)

4年度末時点におきまして、51億5,000万円となっております。

委員(是枝綾子議員)

委員長。

委員長(松井匡仁議員)

是枝委員。

委員(是枝綾子議員)

分かりました。一頃のことを思うと、かなり減ってきているということであります。全額積み立てるという理由については根拠も分かりました。

以上です。

委員長(松井匡仁議員)

他に、ご質疑ございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

委員長(松井匡仁議員)

ないようですので、質疑を終結いたします。

委員長(松井匡仁議員)

続きまして、討論を行います。討論はありますでしょうか。

(「なし」の声あり)

委員長(松井匡仁議員)

ないようです。これで討論を終結いたします。

続きまして採決を行います。

お諮りいたします。議案第31号 令和4年度忠岡町下水道事業未処分利益剰余金の処分について、原案のとおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

委員長(松井匡仁議員)

異議なしと認めます。

よって、議案第31号は、原案のとおり可決されました。

委員長(松井匡仁議員)

議案第33号 忠岡町火災予防条例の一部改正についてを、担当課より説明を求めます。

消防本部 (岸田健二次長兼予防課長)

委員長。

委員長(松井匡仁議員)

岸田次長。

消防本部 (岸田健二次長兼予防課長)

議案書の7ページをお願いいたします。議案第33号、忠岡町火災予防条例の一部改正 について、ご説明申し上げます。内容につきましては、議案書の9ページをお願いいたし ます。併せて、議案第33号、消防署資料1をご覧ください。

本件は、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する 条例の制定に関する基準を定める省令が一部改正されましたので、忠岡町火災予防条例の 一部を改正するものであります。

今回の改正の背景につきましては、近年、急速充電設備の高出力化へのニーズが高まっていることや、健康増進法の改正により喫煙場所である旨の標識の設置について異なる法令で重複している状況に対応するため、省令の一部改正により急速充電設備の定義、喫煙等の標識、蓄電池設備の規制などの所要の改正を行うものでございます。改正内容につきましては、消防署資料2で後ほどご説明いたします。

続きまして、裏面の改正による影響は特にございません。根拠法令につきましては、記載のとおりでございます。

それでは、議案第33号消防署資料2をご覧ください。1ページの1、変電設備につきましては、全ての変電設備に保有距離が必要となるもので、右の表は保有距離を示しております。

続きまして、2、急速充電設備につきまして、まず①急速充電設備とは、電気自動車などに充電する設備でございます。

次に、②の改正内容ですが、(1)これまでの充電対象でありました電気自動車などに 新たに船舶や航空機が追加されるものでございます。

- (2)全出力の上限の撤廃について。全出力が200キロワットまでを急速充電設備として取り扱っていましたが、全出力の上限を撤廃し、さらに高い出力での充電が可能となるものでございます。
- (3)分離型の急速充電設備の構成について。分離して設置している設備本体と充電ポストを1つの設備として取り扱うものでございます。

2ページをお願いいたします。 (4) 充電ポストの取扱いについて。充電ポストは出火 の危険性が低いので、ア、イに記載しております筐体を金属台などで作ることや、建築物 からの離隔距離を取る必要はないものでございます。

- (5) 緊急停止装置について。設備に異常が発生した際、利用者が速やかに停止させる ことができる装置を設けることが規定されるものでございます。
- (6) 蓄電池について。保安のために設ける蓄電池については、ここに記載しておりますアからエの措置を講じる必要はないものでございます。急速充電設備の説明は以上でございます。

3ページをお願いいたします。3、蓄電池設備について。①蓄電池設備の単位が「アンペアアワーセル」から「kWh」に改められましたほか、設備を設置する際には②から④に記載しております措置についての見直しがされるものでございます。

続きまして、4、喫煙等について。これまで喫煙等に関する標識は、健康増進法と火災 予防条例それぞれが適用され、標識を設置する必要があり、重複していましたので、健康 増進法で定める標識が設置されている場合は、条例に基づく標識の設置は必要としないこ とになるものでございます。

(2)健康増進法に定められているこちらに記載の図・記号としなければならないことにより、条例で規定されています別表第7にも、禁煙である旨の表示、火気厳禁である旨の表示、喫煙所である旨の表示、この同様の3つの図・記号は削除されるものでございます。

4ページをお願いいたします。5、火を使用する設備等の設置の届出について。20kWh以下の蓄電池設備は届出を要しないものになるものでございます。

6、その他の見直しについて。厨房設備を設置した際に設けなければならない離隔距離 に、新たに固体燃料が追加されるものでございます。

なお、この条例は、急速充電設備に関する改正は令和5年10月1日から、喫煙等に関する改正は公布の日から、蓄電池設備等の改正につきましては令和6年1月1日から施行するものでございます。

議案第33号消防署資料3は新旧対照表となっておりますので、後ほどご高覧ください。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

委員長(松井匡仁議員)

ありがとうございました。説明は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。

委員(北村 孝議員)

委員長。

委員長(松井匡仁議員)

北村委員。

委員(北村 孝議員)

1点だけ、すみません。確認ですけど、急速充電設備は町内にないように思いますけど、どうですかね。

消防本部 (岸田健二次長兼予防課長)

委員長。

委員長(松井匡仁議員)

岸田消防次長。

消防本部 (岸田健二次長兼予防課長)

現在、町内には2か所ございます。

委員(北村 孝議員)

委員長。

委員長(松井匡仁議員)

北村委員。

委員(北村 孝議員)

すみません、それはどういったところなんでしょうか。何かよくコンビニなんかにもやってるところもありますけど。

消防本部 (岸田健二次長兼予防課長)

委員長。

委員長(松井匡仁議員)

岸田消防次長。

消防本部(岸田健二次長兼予防課長)

2 か所につきましては、自動車会社のヤナセさんとスズキ自販さん、こちらが急速充電 設備を設置しております。

委員(北村 孝議員)

ありがとうございます。

委員長(松井匡仁議員)

他に、ご質疑ございますでしょうか。

委員 (勝元由佳子議員)

委員長。

委員長(松井匡仁議員)

勝元委員。

委員 (勝元由佳子議員)

先に、急速充電設備の部分なんですけど、ここ、町内にないのかなと思ってたんですけど、今、あるっておっしゃってたでしょう。だったら、ここの部分で結構大きく改正になるんで、その町内施設さんとかに条例改正の影響はありではないんですか。何か改正による影響ないんかなというふうに、特に書いてないんかな、この急速充電設備については。影響なしと町は思っておられるんですか。そこら辺が分かれへんので。

消防本部 (岸田健二次長兼予防課長)

委員長。

委員長(松井匡仁議員)

岸田消防次長。

消防本部 (岸田健二次長兼予防課長)

今回の急速充電設備の改正は、上限が拡大されております。先ほどご説明させていただいた自動車会社さんにつきましては、今、50kWhの急速充電設備がついていますので、影響は特にないんですけれども、逆に出力が、上限が撤廃されることにより、逆に設置しやすくなるという方向での改正になります。

委員 (勝元由佳子議員)

委員長。

委員長(松井匡仁議員)

勝元委員。

委員 (勝元由佳子議員)

じゃあ、既存の施設さんには特にこの改正は影響はなくて、これから新規でもし開設されるところがあれば、この新しいのが適用になるんですよということでいいんですよね。

消防本部(岸田健二次長兼予防課長)

委員長。

委員長(松井匡仁議員)

岸田消防次長。

消防本部 (岸田健二次長兼予防課長)

既設の設備につきましては、今回の条例は適用されず、新規で設置する場合は200kWhを超えましても、これまで変電設備の届出が必要やったんですけれども、急速充電設備の届出でいいですという改正になります。

委員 (勝元由佳子議員)

委員長。

委員長(松井匡仁議員)

勝元委員。

委員 (勝元由佳子議員)

そこら辺の周知というんですかね、ここの急速充電設備とか、ほかの火気設備関係とか 喫煙所もそうなんですけど、今回の改正で結構いろいろ変わるじゃないですか。で、特に 喫煙所のその表示方法なんか、多分該当する施設とか多いんかなとか思うんですけど、こ ういうふうになりますよって、特段既存の施設に影響なかったとしても、これからこうな りますよとかいう、そういう周知というんですかね、そこら辺はどういうふうにされるん ですか。

消防本部 (岸田健二次長兼予防課長)

委員長。

委員長(松井匡仁議員)

岸田消防次長。

消防本部(岸田健二次長兼予防課長)

周知につきましては、ホームページ等で周知を考えております。

委員 (勝元由佳子議員)

委員長。

委員長(松井匡仁議員)

勝元委員。

委員 (勝元由佳子議員)

でも、ホームページ見ますかね。これ、いつもほかの部局の事案でも申し上げるんですけど、特段何か調べたいことがあるときってホームページ見ますけど、何もなかったら見ないじゃないですか。今回、この改正の対象になってる方々がね、どのぐらいあるんか知らないですけど、特にこの急速充電とか、多分町内に2か所やったら、こうなりますよっていうのとか、今後もし増設したかったら逆にできるわけじゃないですか、いうたら。出力をもっと、今までやったら上限あったけども、今回これ撤廃になりますよというところとかね、2か所なんやったら個別に連絡というか伝えてあげるのも1つやろうし、その喫

煙所の表示の部分も、多分そんな該当施設の方がホームページをあえてこの条例改正に伴って見るとは思えないので、何かできたらまずはやっぱり町の広報ですよね、に載せるとか、何かもう一歩ちゃんと周知したほうがいいんじゃないでしょうかね。

消防本部(岸田健二次長兼予防課長)

委員長。

委員長(松井匡仁議員)

岸田消防次長。

消防本部 (岸田健二次長兼予防課長)

私ども、消防の予防課のほうになるんですけれども、対象施設等に立入検査に伺った際に、そういう条例改正されましたという旨の説明等も踏まえて周知していきたいと思います。

以上です。

委員 (勝元由佳子議員)

委員長。

委員長(松井匡仁議員)

勝元委員。

委員 (勝元由佳子議員)

ちなみにね、じゃあお聞きしますけど、喫煙所の表示の対象施設も、その今おっしゃってる訪問したときに周知という扱いにされるのかというのが1個と、じゃあ、その喫煙所の対象とかは、町内に何施設あるんですかというところをお聞きしたいんですけど。そんなに多くないんですか。

消防本部 (岸田健二次長兼予防課長)

委員長。

委員長(松井匡仁議員)

岸田消防次長。

消防本部 (岸田健二次長兼予防課長)

この標識を掲げる施設につきましても条例のほうで定められておりまして、1つちょっと例を挙げさせていただくんですけれども、こちらはちょっと禁煙になるんですけれども、ふれあいホールの舞台の舞台袖といいましょうか、そちらに禁煙という標識があるんですけれども、劇場ですとか百貨店、あと物品販売の店舗ですとか、あとそれに伴う面積、建物の大きさによって標識を設置する事業所があるんですけれども、管内には百貨店とか、そういう大きな事業所はないんですけれども、該当施設につきましても、先ほどの繰り返しになるんですけれども、立入検査ですとか、警防査察にお伺いした際に周知していきたいと思います。

以上です。

委員 (勝元由佳子議員)

数。すみません、委員長。

委員長(松井匡仁議員)

勝元委員。

委員 (勝元由佳子議員)

それは先ほどお聞きしたんで分かるんですけど、結局、該当施設が多いんかなと思ってたんで、ちゃんと周知したらと思ってたんですけど、立入りで対応できるぐらいの数なんですかというところで、施設数をお聞きしたんです。

消防本部(岸田健二次長兼予防課長)

委員長。

委員長(松井匡仁議員)

岸田消防次長。

消防本部 (岸田健二次長兼予防課長)

すみません、何件というちょっとお答えはできないんですけれども、数件でございま す。該当は数件になります。

以上でございます。

委員 (勝元由佳子議員)

委員長。

委員長(松井匡仁議員)

勝元委員。

委員 (勝元由佳子議員)

じゃあ、このあれですね、喫煙表示の義務というか、ある施設自体がめちゃめちゃ限られるんで、そんなあえて広報というんですか、するまでもなく立入りで対応できるということですね。それやったら結構です。

消防本部 (岸田健二次長兼予防課長)

委員長。

委員長(松井匡仁議員)

岸田消防次長。

消防本部(岸田健二次長兼予防課長)

はい、そのとおりでございます。

委員 (勝元由佳子議員)

分かりました。ありがとうございます。

委員長(松井匡仁議員)

すみません、他にございますでしょうか。北村委員。

委員(北村 孝議員)

ちょっと今の勝元委員の関連と言うたらおかしいですけども、要はこの喫煙所設置不要と、これはもう要りませんよということなんですけども、現在、喫煙所って、ふれあいホールにもこれ貼ってるって今おっしゃってましたよね。これはこの統一されてる分に変えなあかんということ、どういうことなんですか。

消防本部 (岸田健二次長兼予防課長)

委員長。

委員長(松井匡仁議員)

岸田消防次長。

消防本部(岸田健二次長兼予防課長)

今、現に設置されている箇所につきましては、こちらの改正は適用されずに、今後、標識にこういった禁煙のマークですとか、そういったものを組み入れて設置する際は、こちらの資料に記載の図・記号を使用して設置してくださいということになります。

以上です。

委員(北村 孝議員)

委員長。

委員長(松井匡仁議員)

北村委員。

委員(北村 孝議員)

今後、こういう喫煙所ということについては、この統一されたやつでやってくださいよということで、今まで既に喫煙所とやって貼ってあるところは、別に現行のままでええということですね。

消防本部 (岸田健二次長兼予防課長)

委員長。

委員長(松井匡仁議員)

岸田消防次長。

消防本部 (岸田健二次長兼予防課長)

はい、そのとおりでございます。

委員(北村 孝議員)

ありがとうございます。

委員長(松井匡仁議員)

他に、ご質疑ございますでしょうか。

委員 (河瀬成利議員)

委員長。

委員長(松井匡仁議員)

河瀬副委員長。

委員 (河瀬成利議員)

すみません、ちょっと先に聞いといたらよかったんですけども、この充電器のあるところ、ヤナセとスズキさんだけと聞いたんですけども、今後、増えていくというか、私とこもこれをつけるという箇所とかですね、業者さんとか、そういうのは連絡は入ってるんですかね。

消防本部(岸田健二次長兼予防課長)

委員長。

委員長(松井匡仁議員)

岸田消防次長。

消防本部 (岸田健二次長兼予防課長)

今現在のところ、そういった計画はございません。で、消防本部のほうに届出が必要になるのが50kWh以上で届出になりますので、小さな、出力がそれ以下の充電設備につきましては届出でちょっと把握できませんので。

委員 (河瀬成利議員)

はい。

委員長(松井匡仁議員)

副委員長。

委員 (河瀬成利議員)

今後も50kWh以下やったら、別に届出せんでええということですな。

消防本部 (岸田健二次長兼予防課長)

委員長。

委員長(松井匡仁議員)

岸田消防次長。

消防本部 (岸田健二次長兼予防課長)

はい、そのとおりでございます。

委員 (河瀬成利議員)

ああ、そうですか。なるべく多く増やしてもろたほうが住民のためにはいいので、その 辺のところよろしくお願いします。

委員長(松井匡仁議員)

他に、ご質疑ございますでしょうか。

委員(是枝綾子議員)

はい。

委員長(松井匡仁議員)

是枝委員。

委員(是枝綾子議員)

2点あります。今回の改正による影響についての対象火気設備関係については特に影響がないということでありますが、現在設置されているところについては影響ないけれども、今後のところにはちょっと影響が出てくるであろうと思いまして、ちょっとお聞きしたいんですが、資料でいいますと4ページの一番最後のところなんですが、5というところの火を使用する設備等の設置の届出、第44条関係のところで、これまで全ての蓄電池の設備が届出の対象でありましたが、火災危険性が低いと考えられる蓄電池容量20kWh以下の蓄電池の設備は届出を要しないということになったので、緩和されるということでありますが、現在は全て届出されてるので、消防署のほうで、署長さんのほうで把握はされていらっしゃるかと思いますが、今後、届出がこの容量低い分は届出がないということで、それはこの20kWh以下の蓄電池というのはどの程度の蓄電池なのかと。今後これがどんどん増えていくけれども、消防署はちょっと把握しないということが起きてくるということで、何ら影響がないのかというところを、まあまあ、法改正なのですけれども、この辺りはほんとに大丈夫でしょうかということで、蓄電池容量20kW以下というのは、どのような程度の設備なんでしょうか。

というのが1つと、もう1点は厨房設備の隔離距離についてということで、新たに固定燃料を用いた厨房設備隔離距離が定められたということでありますが、具体的にはこれ、固定燃料、どのようなものを想定されているでしょうかという、この2点をお聞きします。

消防本部 (岸田健二次長兼予防課長)

委員長。

委員長(松井匡仁議員)

岸田消防次長。

消防本部 (岸田健二次長兼予防課長)

20kW時以下の蓄電池設備がどのぐらいの設備かというところなんでございますが。 委員(是枝綾子議員)

委員長、ちょっとだけすみません。

家庭用の蓄電池というのがね、今現在、災害が起こったときのためにということで、家庭でも設置されている。それは大体 20 k W以下なのか以上なのか、その辺りはどうなんでしょうか。すみません、ちょっとヒントとして。

消防本部 (岸田健二次長兼予防課長)

委員長。

委員長 (松井匡仁議員)

岸田消防次長。

消防本部 (岸田健二次長兼予防課長)

届出の対象となりますのが、業務ですとか産業のほうで使用する際には届出が必要にな

りますので。

委員長(松井匡仁議員)

是枝委員。

委員(是枝綾子議員)

そしたら、家庭用は届出は必要ないけれども、業務用、事業用ということだということが分かりました。蓄電池容量20kW以下は届出が必要ないということでありますが、今後、それについては点検とかは消防署のほうでは行かれるんでしょうか。今は点検というか、いろいろ管理というんでしょうか、何かそういう事業所はちょっと調査されたりとかしますが、対象になるんでしょうか、今後の火災予防というところで。

消防本部(岸田健二次長兼予防課長)

委員長。

委員長(松井匡仁議員)

岸田消防次長。

消防本部(岸田健二次長兼予防課長)

届出の対象にならない場合でも、立入検査等で20kW時以下の蓄電池設備が設置されていれば、把握はします。で、特段それに指導したりというのはなくなります。

以上です。

委員(是枝綾子議員)

はい。

委員長(松井匡仁議員)

是枝委員。

委員 (是枝綾子議員)

そしたら把握はされるけれども、立入検査の対象ではなくなるということになるということが、影響というところかと思いますが、そうなるんですね。今までは、立入調査の対象であったものが、20kW以下は届出要らないし、立入調査の対象ではないという、そういうお答えだったと思いますが、そういうことなんですね。

消防本部 (岸田健二次長兼予防課長)

委員長。

委員長(松井匡仁議員)

岸田消防次長。

消防本部 (岸田健二次長兼予防課長)

今現在、この蓄電池設備等に関して届出があった際は、設置後、必ず現場確認という形で見に行っております。それが、届出がこの20k以下になりますと、届出を要しないことにはなるんですけれども、ちょっと繰り返しになるんですが、立入検査等で行った場合、現場確認じゃないんですけれども、こちらの事業所に20kW時以下の蓄電池設備は

ついてるよというのは把握して帰ってくるといいましょうか、そういった形で行ってまいります。

以上です。

委員長(松井匡仁議員)

よろしいですか。

委員(是枝綾子議員)

はい。もう1点の固形燃料ですね。

委員長(松井匡仁議員)

固形燃料の種類でしたですか。

委員(是枝綾子議員)

種類ですね。具体的にどのようなものが。

消防本部 (岸田健二次長兼予防課長)

委員長。

委員長(松井匡仁議員)

岸田消防次長。

消防本部(岸田健二次長兼予防課長)

こちらの固定燃料を使用する対象火気設備につきましては、薪ですとか炭火、そういった燃料を用いて使用する厨房設備になります。

以上でございます。

委員(是枝綾子議員)

はい。

委員長(松井匡仁議員)

是枝委員。

委員(是枝綾子議員)

薪や炭火といった固形燃料を使っている、そういったところというのはございますでしょうか、現在。

消防本部 (岸田健二次長兼予防課長)

委員長。

委員長(松井匡仁議員)

岸田消防次長。

消防本部 (岸田健二次長兼予防課長)

現在のところ、ちょっと把握し切れてない面がございますので、今後、立入検査等で把握していきたいと思っております。

以上です。

委員(是枝綾子議員)

委員長。

委員長(松井匡仁議員)

是枝委員。

委員(是枝綾子議員)

そうですね、今後ね、その隔離距離というのが定められたということでありますので、 そこはきっちりとまた点検というかね、調査しておいていただきたいと思います。よろし くお願いします。

委員長(松井匡仁議員)

他に、ご質疑ございますでしょうか。北村委員。

委員(北村 孝議員)

すみません、ちょっと揚げ足を取るようですけど、20kW以下は届出要らんと。調査 とかしたときに把握していくと言うけど、その一軒一軒ずっと回るわけ。届出がなかった ら把握しにくいのかなと思ったりする。

消防本部(岸田健二次長兼予防課長)

委員長。

委員長(松井匡仁議員)

岸田消防次長。

消防本部 (岸田健二次長兼予防課長)

蓄電池設備が設置されている事業所様を対象ではなく、私ども予防課につきましては、 年間計画で立入検査を行っておりまして、ちょうど行ったところに蓄電池設備が設置され ているという可能性がございますので、なかなか届出がされていないところの設備を把握 するというのがちょっと難しくて、実際に職員が赴いて把握するという形になります。

委員(北村 孝議員)

委員長。

委員長(松井匡仁議員)

北村委員。

委員(北村 孝議員)

そないに急に要するようなあれでもないんや、その程度の調査でいけるねんな。何か別 に意味があるんかないんか、よう分からん。

消防本部 (岸田健二次長兼予防課長)

委員長。

委員長(松井匡仁議員)

岸田消防次長。

消防本部(岸田健二次長兼予防課長)

すみません、20kW時以下の蓄電池設備につきまして、今回、JIS規格に定められ

ています安全要求試験というのをちょっとクリアしたというところで、安全が確保されているので、20kW時以下の蓄電池設備はもう届出をしなくていいですよという改正になるんですけれども、安全が。

委員(北村 孝議員)

ごめんごめん、それはかまへんねん、それはあれやから。ただ、その20k以下のは届け出要らんというところにあって、どうやって把握していくんやということ。それはもう行ったときに、企業ですか、そこの事業所に行ったときに聞いて、そうやって把握していくということで、企業をずうっと順番に、年間を通して予定というか計画を立てられてるんでしょうけど、そうやって、言葉は悪いけど、ちんたらちんたらで、その程度の法改正なんかなと思って、それでちょっと。だから、いつまでにせなあかんとかはなしに、一斉にそういったことの指導というか調査というか、していくということでは、そんな急ぐものではないんですね。その程度のものなんですね。ということの確認です。

消防本部 (岸田健二次長兼予防課長)

委員長。

委員長(松井匡仁議員)

岸田消防次長。

消防本部(岸田健二次長兼予防課長)

周知ですとか、繰り返しになるんですけれども、20kW時以下ですと、書類上何もなく、今までですと、蓄電池を設置されるとその時点で届出されますので、把握は容易にできたんですけれども。

委員(北村 孝議員)

ごめんごめん、そこは聞いてないねん。調査というか、そういうことじゃなくて、そんなに急ぐものであるのかないのか、法改正することによって、そういうところをいつまで、すぐに明日からでも、これが施行されるようになってから、すぐ順番に事業所を回ってやっていかなあかんものではないんですよね。たまたま行ったときに、たまたまやないけど、計画を立てて行ったときに、事業所にそういうことをお聞きして、あるとなったら、そういった形で把握していくということなんですね。

消防本部(岸田健二次長兼予防課長)

委員長。

委員長(松井匡仁議員)

岸田消防次長。

消防本部 (岸田健二次長兼予防課長)

大変申し訳ございませんでした。20kW時以下につきましては、安全が確保されているということで、早急に把握したりという形はございません。

委員(北村 孝議員)

委員長。

委員長(松井匡仁議員)

北村委員。

委員(北村 孝議員)

ということは、そういう危険性の発生する確率というのは非常に低いというところです ね。

消防本部 (岸田健二次長兼予防課長)

委員長。

委員長(松井匡仁議員)

岸田消防次長。

消防本部 (岸田健二次長兼予防課長)

今回の。

委員(北村 孝議員)

もう細かいことはいいから、そうなんです、いやこうなんですと、私が思っている重大 というか、大きな危険性のあるものではないということですか。

消防本部(岸田健二次長兼予防課長)

委員長。

委員長(松井匡仁議員)

岸田消防次長。

消防本部(岸田健二次長兼予防課長)

危険性はございません。

委員(北村 孝議員)

ありがとうございます。

委員長(松井匡仁議員)

他に、ご質疑ございますでしょうか。勝元委員。

委員 (勝元由佳子議員)

ちょっと私、北村委員と、聞きたかったのとちょっと違うかったんですけどね、私は急ぐかどうかじゃなくて、先ほどの厨房のところもそうですし、この20kW時以下の蓄電池設備もそうなんですけど、消防署が立入りに行ってどうのと言うてはったでしょう。指導するとかって。そもそもその把握してない施設にどうやって立入りに行くんと思って。その立入対象施設を消防署がどうやって把握してるのって思ったんですよ。

何かさっきの答弁聞いてると、例えば厨房施設も把握してないわけでしょう、どういう施設か。把握してない施設にどうやって立入りに行くんって思うわけですよ。例えば、飲食店営業の許可取ってるとかやったらね、施設を把握してるから立入りに行けますよ。私も昔行ってましたけど。でも、消防署は、そんな施設が飲食店のその厨房施設を持ってる

施設で該当する施設を把握してないわけでしょう、現状。じゃあ、どこが対象か分かれへんのに、どうやって立入りに行くんですかという、そもそものところを教えていただきたいんですけど。

消防本部(岸田健二次長兼予防課長)

委員長。

委員長(松井匡仁議員)

岸田消防次長。

消防本部 (岸田健二次長兼予防課長)

私どもの立入検査につきましては、それが設置されているところだけではなく、忠岡町 管内全域の防火対象物と呼ばれる建物を対象に行きますので、そこで行って把握してると いう形になります。

以上です。

委員 (勝元由佳子議員)

はい。

委員長(松井匡仁議員)

勝元委員。

委員 (勝元由佳子議員)

今の答弁の内容でいったら、そしたら今回のこの改正の対象施設を特段、あそこ、今回 改正の対象になったから行こうかじゃなくて、消防署が把握している火災の設置施設とい うんですかね、届出のある施設について、この改正対象関係なしに行ってということです よね。アトランダムに行ってみて、そこがたまたま今回の改正対象やったら、指導なり点 検するけど、行った先が対象じゃなかったら抜け落ちるということですよね。という認識 で合ってますか。

すみません、かぶりますけど、結局、消防署さんの今の答弁でおっしゃってる立入検査って、この改正と関係ないですよね、はっきり言って。そうでしょう。たまたま行った先がこれの対象やったらというだけの話で、消防署さんの立入検査は今回の改正に特化というか、これに合わせた立入りとは全く関係ないですよね。それって周知の意味あるんですかね。

消防本部 (岸田健二次長兼予防課長)

委員長。

委員長(松井匡仁議員)

岸田消防次長。

消防本部 (岸田健二次長兼予防課長)

その対象施設のみを行くんではなく、繰り返しですけれども、全対象物を対象に行きまして、また、今回の改正により必要な措置を、該当施設がありましたら優先的に行った

り、そういう形で実施しようかと思います。 以上です。

委員 (勝元由佳子議員)

委員長。

委員長(松井匡仁議員)

勝元委員。

委員 (勝元由佳子議員)

じゃあ、立入りで対応しますとおっしゃってた部分については、今回の改正で特化した 対応は特段、正直期待できないなという部分ですよね、言ってみたらね。分かりました。 まあ、そこはもういいです。あと、何か訂正あるんやったら言っていただいたらいいです けど、そのとおりやったらもういいですよ。そのとおりですか。

消防本部 (岸田健二次長兼予防課長)

委員長。

委員長(松井匡仁議員)

岸田消防次長。

消防本部(岸田健二次長兼予防課長)

すみません。既に設置されております施設につきましては、今回の火災予防条例の改正 は適用されませんので、今後、こういった設備を設置したいという際に、消防署のほうに 必ず事前に相談に来られますので、そういう来られた際には、今回条例が変わって、設置 条件がこうなってますという形になります。

委員長(松井匡仁議員)

勝元委員。

委員 (勝元由佳子議員)

結局、届出してる、消防署さんが把握してる施設はいいんですけど、結局、この以下ですよね。基準以下の届出要らんようになったところはどうなるのというところがあるから、ほかの委員さんも聞いてたりするんですけど、まあまあ今の答弁で大体分かったんで、いいです。

あと、ごめんなさい、ほかの点ね、ちょっとこれは条例改正と直接関係ないんですけど、教えていただきたいんですけど、蓄電池ってありますでしょう、ここに書いてるね。蓄電池の20kW時以下は火災危険性が低いということで書かれてるんですけど、じゃあ火災の危険性の高さって、1個当たりの容量だけで決まるものなんかというところをお聞きしたいのが1個なんです。

というのは、例えば20kW時以下の蓄電池を、例えば極端な話、50個置いてたとするでしょう。でも、それでも届出、要らんわけじゃないですか。そういう場合は、別に1個当たりの容量がちっちゃいから火災の危険性は少ないですよって、そういうものなの

か、いや、合計の容量が増えたら、おのずと火災の危険性、高まりますよというものなのか、そこら辺ちょっと何か素人的に分かれへんので、蓄電池のその危険性というんですかね、火災の危険性ってどういうものなんですか。単純に1個の容量だけで決まるものなんですか。それとも個数にもよるんですか。

委員長(松井匡仁議員)

岸田次長、答弁用意できてますか。できてなければ、これも議案とは関係のないところですので、後ほどで結構でございます。

消防本部 (岸田健二次長兼予防課長)

委員長。

委員長(松井匡仁議員)

岸田次長。

消防本部 (岸田健二次長兼予防課長)

大変申し訳ございません。また後ほどご回答させていただきます。

委員長(松井匡仁議員)

他に、ご質疑ございますでしょうか。

委員(是枝綾子議員)

確認で。

委員長(松井匡仁議員)

是枝委員。

委員(是枝綾子議員)

ちょっと確認なんですが、先ほどの蓄電池容量、20kW時以下のは届出を要しないけれども、把握に努めていくということは言うていらっしゃる感じなんですけれども、そのことと、あとですね、薪、炭火とか、新たに固形燃料を用いてるというところが、やはり現在あるのかどうかというのはちょっと聞いてなかったので、という点をちょっと確認したいのと。

あと、ということで今後特に影響はございませんというふうに資料に書いてるんですけれども、むしろ影響があるのは、管理、把握がちょっとしづらくなるという影響が消防署側のほうにあるのではないかというふうにも思うんですけれども、影響が特にということやから、むしろ消防署側にその把握の点ではちょっと影響が若干出るのではないかというところはあるのではないでしょうか。

消防本部 (岸田健二次長兼予防課長)

委員長。

委員長(松井匡仁議員)

岸田消防次長。

消防本部 (岸田健二次長兼予防課長)

確かに議員おっしゃるとおり、これまで全て把握できてたのが、20kW時以下のものについてはちょっと把握ができないということになりますので、そこは若干私どもには影響はあるかなと思っております。

以上でございます。

委員(是枝綾子議員)

薪、炭火等、固形燃料を使っている事業所はありますでしょうかと。

委員長(松井匡仁議員)

すみません、委員、先ほどその質問に対しまして、調べてまた報告させていただきます との答弁がございました。

委員(是枝綾子議員)

はい、分かりました。

委員長(松井匡仁議員)

他に、ご質疑ございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

委員長(松井匡仁議員)

では、すみません、私から1点質問させていただきますので、進行を河瀬副委員長に交 代させていただきます。

(進行を河瀬副委員長と交代)

副委員長 (河瀬成利議員)

それでは、進行を交代させていただきます。

松井委員長、質疑をお願いいたします。

委員(松井匡仁議員)

すみません、資料を頂戴いたしまして、拝見いたしました。今回のこの改正、なかなか 見ましたんですけれども、難しいところ、素人目には難しいところがございまして、簡単 に端的にお伺いいたします。

今回のこの規制の改正は、規制の強化でしょうか緩和でしょうか。両方でしょうか。 消防本部(岸田健二次長兼予防課長)

委員長。

副委員長 (河瀬成利議員)

岸田次長。

消防本部 (岸田健二次長兼予防課長)

主に規制の緩和のほうになるものでございます。

副委員長 (河瀬成利議員)

松井委員長。

委員(松井匡仁議員)

ありがとうございます。これ、喫煙のほうにつきましてもお伺いしたいんですが、健康 増進法、または消防法、これについては全く変わりないわけですよね。この表示のみの変 更ということで認識してよろしいでしょうか。

消防本部(岸田健二次長兼予防課長)

委員長。

副委員長 (河瀬成利議員)

岸田次長。

消防本部 (岸田健二次長兼予防課長)

はい、そのとおりでございます。

委員(松井匡仁議員)

ありがとうございました。以上です。

副委員長 (河瀬成利議員)

それでは、委員長の質疑が終わりましたので、進行を松井委員長に交代いたします。

(進行を松井委員長に戻る)

委員長(松井匡仁議員)

ありがとうございます。それでは、進行を交代させていただきます。

続きまして、ご質疑ございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

委員長(松井匡仁議員)

ないようでございますので、質疑を終結いたします。

続きまして、討論を行います。討論はございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

委員長(松井匡仁議員)

これで、討論を終結いたします。

続きまして、採決を行います。

お諮りいたします。議案第33号 忠岡町火災予防条例の一部改正について、原案のとおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

委員長(松井匡仁議員)

異議なしと認めます。

よって議案第33号は、原案のとおり可決されました。

委員長(松井匡仁議員)

続きまして、議案第34号 令和5年度忠岡町一般会計補正予算(第3号)について、 本常任委員会に係る部分のみ、担当課より説明を求めます。 財政課(岩佐式人課長)

委員長。

委員長(松井匡仁議員)

岩佐課長。

財政課(岩佐式人課長)

議案書の13ページをお願いいたします。議案第34号、令和5年度忠岡町一般会計補 正予算(第3号)について、ご説明させていただきます。

第1条は歳入歳出予算の補正で、歳入歳出予算の総額にそれぞれ4億1,671万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を90億2,146万6,000円とするものでございます。内容につきましては、事項別明細書により、総務常任委員会に係るもののみご説明させていただきます。

第2条は地方債の補正で、地方債の変更は、第2表、地方債補正によるものでございます。18ページの第2表、地方債補正をご覧ください。地方債の変更でございます。今回の変更は、令和5年度の普通交付税本算定の結果に基づき、臨時財政対策債の限度額を当初予算から減額するものでございます。起債の目的は臨時財政対策債で、限度額を4,600万円から805万8,000円を減額し、3,794万2,000円とするものでございます。

次に、21ページをご覧ください。歳入でございます。第10款、第1項、第1目 地方交付税で、補正額7,175万7,000円は普通交付税でございます。

次ページに参りまして、第18款 繰入金、第1項 基金繰入金、第1目 財政調整基金繰入金で4,099万2,000円の減額でございます。第19款、第1項、第1目繰越金で、補正額3億6,334万1,000円は前年度繰越金でございます。第20款諸収入、第4項、第1目 雑入で、補正額1,522万3,000円のうち200万円は町村振興共済事業負担金でございます。第21款、第1項 町債、第10目 臨時財政対策債で805万8,000円の減額でございます。

次に、歳出でございますが、人件費を計上している各費目におきまして、職員の人事異動等に伴う調整額を計上いたしております。

26ページをご覧ください。第2款 総務費、第1項 総務管理費、第4目 財産管理 費で、補正額49万5,000円はし尿処理場の跡地をごみ処理中継施設として活用する ことに伴い、当該土地の賃借料を算定するための不動産鑑定評価業務委託料でございま す。第7目 基金費で、補正額3億6,300万円は財政調整基金積立金でございます。 第2項 徴税費、第2目 賦課徴収費で、補正額800万円は税収入払戻金でございま す。

次に、37ページに参りまして、第7款、第1項 商工費、第2目 商工業振興費で、 補正額200万円は商工カーニバルと同日開催で新浜緑地におきまして町村会と共催で実 施するグルメイベント補助金ほかでございます。本事業につきましては、先ほどの町村振 興共済事業負担金で全額措置されます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

委員長(松井匡仁議員)

ありがとうございました。説明は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。

委員 (勝元由佳子議員)

はい。

委員長(松井匡仁議員)

勝元委員。

委員 (勝元由佳子議員)

まず、議案書の総務費のところの人件費の退職手当の部分ですけど、いつもお聞きして ますけど、これ中途退職の分ですかというところをお聞きしたいんですけど。

秘書人事課(中定昭博課長)

委員長。

委員長(松井匡仁議員)

中定課長。

秘書人事課(中定昭博課長)

そのとおりでございます。

委員 (勝元由佳子議員)

はい。

委員長(松井匡仁議員)

勝元委員。

委員 (勝元由佳子議員)

お1人なんでしょうかね、人数的には。

秘書人事課(中定昭博課長)

委員長。

委員長(松井匡仁議員)

中定課長。

秘書人事課(中定昭博課長)

はい、1人分でございます。

委員 (勝元由佳子議員)

分かりました。委員長。

委員長(松井匡仁議員)

勝元委員。

委員 (勝元由佳子議員)

あと、グルメイベント事業なんですけど、これ、町村会と共催で新浜緑地で行うということなんですけど、ざっとどんなもんなんですかね。もう全額というか、この200万円全部、町が出してないんであれなんですけど、概要というか、どういうものなんですか。

産業建築課(坂本健三課長)

委員長。

委員長(松井匡仁議員)

坂本課長。

産業建築課(坂本健三課長)

毎年実施されている商工カーニバルに、今回、町村会が共催となるグルメイベントを付け加えたものになると考えております。

委員 (勝元由佳子議員)

委員長。

委員長(松井匡仁議員)

勝元委員。

委員 (勝元由佳子議員)

以前にね、新浜緑地で社会実験でブース出したりとかしてやったじゃないですか。ああいうイメージのものと思っといていいんですかね、イメージ的に言うと。また違う。

産業建築課(坂本健三課長)

委員長。

委員長(松井匡仁議員)

坂本課長。

産業建築課(坂本健三課長)

どこまで行っても毎年されている商工カーニバルに、プラスグルメイベントという形なんで、メインは商工カーニバルの形かと思います。

委員 (勝元由佳子議員)

なるほどね、分かりました。ありがとうございます。

委員長(松井匡仁議員)

他に、ご質疑ございますでしょうか。

委員(是枝綾子議員)

はい。

委員長(松井匡仁議員)

是枝委員。

委員(是枝綾子議員)

補正予算の26ページのところですけれども、総務管理費の財産管理費のところ、その

他委託料で、鑑定評価業務委託料49万5,000円についてです。先ほど、し尿処理場のところの中継施設を造るために、土地を貸し出すための賃借料を決めるための鑑定評価という説明がありました。で、何平米、ここの鑑定をされるのかですね。ということと、今の時期に鑑定評価をされるということの理由をもう一度ちょっと再度お聞きしたいんですけれども。

町長公室(南 智樹次長兼総務課長)

委員長。

委員長(松井匡仁議員)

南次長。

町長公室(南 智樹次長兼総務課長)

本案件に係る面積でございますが、2,917.26平米でございます。

2点目の、なぜ今回このタイミングで鑑定を行うのかということにつきましては、今般、土地の評価を頂いた上で、その結果を踏まえ、相手方の事業者等々と値段等の交渉を、期間を要するということで、今回上程させていただいたものでございます。

委員(是枝綾子議員)

はい。

委員長(松井匡仁議員)

是枝委員。

委員(是枝綾子議員)

来年4月1日から予定で中継施設を稼働させるということに向けての準備だと思います。建物は公民連携の契約の相手方の所有物ということで、それが忠岡町の土地に建つということでありますが、賃借料を取ると、徴収するということですが、同じ公民連携で、例えば忠岡保育所、福祉センター跡のピープルのこども園も公民連携ということで、建物等はその社会福祉法人のものということで、土地は忠岡町のということでありますが、そこは賃借料を取っておりませんけれども、今回のクリーンセンターのところの中継施設は賃借料を徴収すると。で、事業は忠岡町、現在は、4月1日からは忠岡町の町民のごみ、また事業系のごみのみですね。まあまあ粗大ごみもありますけれども、産業廃棄物の分は混入はないわけですよね。忠岡町の事業だけを4月1日からするということと聞いてるんですけれども、で、それで賃借料を徴収するということについての説明をお願いしたいと思います。

住民部 (新城正俊次長兼生活環境課長)

委員長。

委員長(松井匡仁議員)

新城次長。

住民部 (新城正俊次長兼生活環境課長)

こちらの分なんですけど、令和5年4月24日締結の忠岡町し尿処理施設解体撤去事業、中継施設整備事業、中継施設運営事業、及び忠岡町一般廃棄物外部委託処理事業に係る実施協定第8条に基づき、こちらのほうの分については令和6年4月1日から貸付料を頂くというような協定になっております。

以上でございます。

委員(是枝綾子議員)

はい。

委員長(松井匡仁議員)

是枝委員。

委員(是枝綾子議員)

協定書にはそのように書いているということでありますが、その考え方として、その賃借料を、忠岡町の事業だけをするのに賃借料を取るということについての考え方ですね。 協定書のその考え方、賃借料を取るという、そこについてのちょっと説明をお願いしたいんですが。

住民部 (新城正俊次長兼生活環境課長)

委員長。

委員長(松井匡仁議員)

新城次長。

住民部 (新城正俊次長兼生活環境課長)

こちらのほうの実際、事業ですね、当初の事業スキームの中に盛り込まれてまして、 今、6年4月1日から、忠岡町のいわゆるごみだけを中継施設で処分するんですけども、 そちらのほうの事業というものは実際のところ相手方、SPCさんが事業を行っていきま すので、使用料は頂くということになります。

以上でございます。

委員(是枝綾子議員)

委員長。

委員長(松井匡仁議員)

是枝委員、この辺で、鑑定料についてはまた鑑定料、その鑑定内容、何に使うかにつきましてはまた別のお話になってくるかと思いますので、鑑定料の部分について質問をお願いいたします。

委員(是枝綾子議員)

はい。

委員長(松井匡仁議員)

是枝委員。

委員(是枝綾子議員)

賃借料ということで、鑑定料を算出するためということでありますが、現在この鑑定をする委託先というのは、これはどのように選定されるんでしょうか。業者ですね。鑑定するところですね。鑑定士さん。選定の方法をお願いします。

町長公室(南 智樹次長兼総務課長)

委員長。

委員長(松井匡仁議員)

南次長。

町長公室(南 智樹次長兼総務課長)

現在において、この予算計上させていただいてるという段階でございますので、参考に 見積りを業者から取ってるという状況でございますので、今後どこの業者と契約するのか ということにつきましては、現在は未定でございます。

委員(是枝綾子議員)

はい。

委員長(松井匡仁議員)

是枝委員。

委員(是枝綾子議員)

鑑定士をどのような方法で契約をするのかという契約の方法ですね。入札とか見積りとか、何かいろいろ随契、いろいろ様々な、そういう契約の方法といいますよね、それね。 それはどういう方法で選定されるでしょうか。

町長公室(南 智樹次長兼総務課長)

委員長。

委員長(松井匡仁議員)

南次長。

町長公室(南 智樹次長兼総務課長)

少額随契になろうかと思われますので、契約手法については随意契約になると思われま す。

委員(是枝綾子議員)

はい。

委員長(松井匡仁議員)

是枝委員。

委員(是枝綾子議員)

ということは随意契約の、あれはマニュアルじゃなかった、忠岡町の取り決めによってですね、その手順に沿って随意契約をしていくということですか。

町長公室(南 智樹次長兼総務課長)

委員長。

委員長(松井匡仁議員)

南次長。

町長公室(南 智樹次長兼総務課長)

はい、そのとおりでございます。

委員(是枝綾子議員)

はい。

委員長(松井匡仁議員)

是枝委員。

委員(是枝綾子議員)

そしたら複数のところから見積りを取って、随意契約で決めるということですね。

町長公室(南 智樹次長兼総務課長)

委員長。

委員長(松井匡仁議員)

南次長。

町長公室(南 智樹次長兼総務課長)

先ほども申し上げましたけども、本町の随意契約のガイドラインに基づいて適正に手続 等を行いたいと考えてございます。

委員(是枝綾子議員)

はい。

委員長(松井匡仁議員)

是枝委員。

委員(是枝綾子議員)

分かりました。で、そしたらですね、一応そういうことだということですね。

もう1点、すみません。今度は基金費のところですね。積立金のことについてなんですが、財政調整基金の積立金、3億6,300万円積み立てるという補正予算が出ております。これ、財政調整基金は繰越しですね。前年度からの繰越しの2分の1以上を積み立てる、基金に積み立てると、地方財政法上そのようになっておりますが、ほぼ全額ですね、端数切り捨ててのほぼ全額を積み立てるということについての理由をお聞きしたいと思います。

財政課(岩佐式人課長)

委員長。

委員長(松井匡仁議員)

岩佐課長。

財政課(岩佐式人課長)

財政調整基金につきまして、議員おっしゃるとおり地方財政法第7条におきまして、剰

余金のうち2分の1を下らない額というものを基金に積み立てることというところで記載 がございます。

本町におきましては、過去に財政調整基金が枯渇したと、で、赤字決算を打ってしまうというような過去がございました。そういったことから、私ども一定の基金残高というのは確保しておく必要があるというところで判断して、実質収支の100万未満の端数を除いた分を積み立てているというところでございます。

委員(是枝綾子議員)

はい。

委員長(松井匡仁議員)

是枝委員。

委員(是枝綾子議員)

先日の本会議でこの財政調整基金についてちょっとお聞きしましたけれども、現在13億ですね。前年度末ですね、ありましたものに3億6,300万円の積立金を積み立てると16億円を財政調整基金、16億円を超えるという、そういうことでありました。

で、それを22億円までね、まあ言ったらこの第6次忠岡町総合計画には51.8%までですかね。積立金はそうですね、標準財政規模の何か51.8%まで積み立てるということで、22億円まで積み立てていくんだというお話が、ご答弁がありました。で、なんですけれども、財政調整基金、こんなにどんどんためてどうするんだと。

先日、一般質問ですね、私たちの会派ではない公明党の小島議員の補聴器の補助ということでの、これはわずかな予算なんですけども、担当の健康福祉部長が財政難、「財政難のためできません」というふうなご答弁をされていたというのを聞いて、これだけ16億もためて、また22億までためるまで住民のそういったことについては聞かないようなね、そのような印象を受けたので、いや、そんなにしてどんどんとため込んでいく必要があるのかということで、やはり住民福祉の向上という、忠岡町本来の地方自治体の目的ということをね、やはりこれはしながら、それで基金を2分の1ね、下らんようにためていくというふうにしていくのがバランスのとれた財政運営ではないかと思いますけれども、こういうやり方ですね。新規事業というのがあまり忠岡町はないと、公共施設の整備のほうに、遅れていたとはいえですが、やはり全額ためていくというのは問題ではないかというふうに思いますが、そういう全額積み立てるということでなく、少しでも住民の施策を充実させる、新年度を待たずに今、物価高騰の折、住民の暮らしを支えるということになぜ振り分けていかないのかなという、ちょっと疑問を持ちました。

ということで、今回の補正予算でもなかなかその独自の分というのが、福祉文教のほうで若干ね、教育関係でありますけども、教育関係の充実についてはこの間進んできましたけれども、福祉関係のところの補正予算が国からの給付金とかそれ以外はほとんどないという、こういう補正予算の中身になっています。

その点について、やはりバランスが悪いんではないかというふうに思いますけれども、 その点について、こういう福祉分野については遅れているというふうに、施策が少な過ぎ ると思いますが、それはここは福祉部長いてませんので、これはちょっと町長にお聞きし ます。どのようにその点、福祉関係についての予算が少な過ぎるんではないかということ についてはどのようにお考えでしょうか。

町長(杉原健士町長)

委員長。

委員長(松井匡仁議員)

杉原町長。

町長(杉原健士町長)

財政のお守りをやってくれてるのは財政課長、先ほど申し上げた基本的な考え方がありますので、しっかり確保してからね、必要な住民サービスは考えていかなあかんとは思っています。ただ、言うように、今是枝委員言っておりますようにあまり点で捉えるんじゃなしに線で捉えるというふうな形で私も考えていますので、その辺はご理解のほどお願いしたいと思います。

先ほども言っています補聴器の問題等々も、それは平たに言いますと近隣市町もいろいろ踏まえて考えた上で、それが妥当なところはどうなのかとかいうようなものも絶えず絶えず質問されていますので、いろいろ検証しております。その辺も踏まえながら考えていきたいと思います。

まだ財政調整基金のほうも、十何億といったところで、まだまだ大したことございません。府下でいうたら40何番目というふうなところにおりますので、その辺も地に足をつけてからしっかりと、点で物を言うんじゃなしに線でしっかりと考えながら頑張ってまいりたいと思いますので、その辺ご理解のほどよろしくお願いいたしたいと思います。

委員(是枝綾子議員)

はい。

委員長(松井匡仁議員)

是枝委員。

委員(是枝綾子議員)

総合計画に基づいてされていると、忠岡町は。そうですよね。で、この財政調整基金をためる、この目標についてはしっかりするけれども、ほかの高齢者福祉の充実とか障がい物福祉の充実とか、こういった点については、やはりこの補正予算を見ても、全体のこれまでの予算を見ても、やはりちょっと遅れているのではないかと、バランスが悪いんではないかということで、住民の今の生活実態、今、3万円の国からの給付金、非課税世帯のところに配られているけど、本当にこれ皆さん待っておられたみたいなね。忠岡町、遅いとかいう苦情もいっぱいありましたけれども、やはり大変な中、住民の暮らしを守るとい

うことをしながら基金をためていくと、積んでいくという方法を取ると、取るべきであろうというふうにも思いますので、その点はご指摘申し上げておきます。

続けていいですか。

委員長(松井匡仁議員)

どうぞ、お願いいたします。

委員(是枝綾子議員)

続けて。27ページのところの総務費の賦課徴収費ですね。徴税費の賦課徴収費のところで税収入払戻金800万円、還付金が補正されておりますけれども、既定予算が950万円ありまして、さらに800万円組まれたということで、これは予定納税で法人町民税、予定納税されておった額から払戻しをする分が出てきたということであります。で、一応予定納税として預かっていた金額が幾らで、そして決算をどんどん今、決算ずっと打っていって、一応税額が確定して、そして払い戻す金額がということで出てきているということですが、どの程度の金額、数字をですね。予定納税が幾らで、あと今回、払戻金をこれだけ組みました。で、今後の予定として、見通しとしてどうなのかという数字について教えていただきたいんですが。

税務課(長谷川太志課長)

委員長。

委員長(松井匡仁議員)

長谷川課長。

税務課(長谷川太志課長)

予定納税の金額につきましては、今後、決算を迎える21社の法人が、令和4年度に予定納税として既に払われた税額を根拠としております。あと、決算状況につきましては、還付についての確定申告が出てこないことには実際のところ還付になるかどうかちょっと分からないという回答にはなります。

今後の還付の見通しについては、これから決算を迎える法人のうち、原油、原材料の高 止まりの影響を受けやすい製造業や飲食店が含まれており、還付になるケースが考えられ ること、また法人町民税の納税上位の法人の決算が控えており、業績によっては還付にな るケースも想定しております。

以上です。

委員長(松井匡仁議員)

課長、予定納税の金額は出ませんでしょうか。質問は予定納税の金額。

税務課(長谷川太志課長)

委員長。

委員長(松井匡仁議員)

長谷川課長。

税務課(長谷川太志課長)

すみません。歳出還付の当初予算につきましては、例年950万となっております。毎年度の傾向を見ますと、法人町民税における大きな還付がなければ支出は例年少ない状況にあります。今回の補正予算を計上した理由といたしましては、法人町民税による大きな還付が生じたため、8月末時点の歳出還付の残高が95万円となっております。また、今後決算を迎える法人がありまして、業績によっては還付になるケースも想定され、予算不足が生じるため、還付の支払いに影響が出ないように補正予算を計上したところであります。

住民部(谷野栄二部長)

すみません、私から見通しを。

委員長(松井匡仁議員)

谷野部長。

住民部(谷野栄二部長)

すみません、この見通しにつきましては、今後決算を迎える21社の申告がないと明らかにならないというところでございます。例年の状況を見ますと、当初予算額は毎年ほぼ同じなんですけども、令和元年度につきましては不用額が約217万ですね。令和2年度が不用額が278万、令和3年度が不用額273万、令和4年度が不用額が427万ということで、ここ近年は予算の範囲で収まっているところでございますけども、既に3社決算ができてきたというところで還付の申し出がございまして、その額がちょっと大きかったというところで、もう残額がないということで、今後のこの還付に備えるために補正をするというところが目的でございまして、額の見通しとしては確定したものはございません。

その3社のうちのですね、聞き取りはしてないんですけども、うち1社はホームページ上に決算の状況の開示がございまして、そこを分析をしますところ、やはり今課長が答弁しましたようにコロナの影響があるのかどうか分かりませんけども、原材料が上がったとか業績が良くないので予定額よりも還付が生じたというようなことになってございますので、そのような状況で説明としてはさせていただきます。

以上です。

委員(是枝綾子議員)

委員長。

委員長(松井匡仁議員)

是枝委員。

委員(是枝綾子議員)

そうですね。例年でしたら950万円の還付金で十分対応できるけれども、やっぱり今年、今年度はやはり原材料ね。円安、原油高で原材料高というところが非常に大きな影響

をやっぱり企業にも与えているということが、この半期ですね。この半年間での還付金がもう枯渇すると、950万組んでても、もう95万しか残ってないということで、さらに800万円補正予算して還付金に備えるということでありますが、3社の決算でこれだけなんで、あと21社残っているということなので、800万円でもどうかというところはあるけれども、例年のほぼ倍に近い金額に補正したということであります。今後ちょっと、どのような状況になるかというのは私たちも注意して見ていきたいと思います。分かりました。ありがとうございます。

委員長(松井匡仁議員)

では一旦よろしいですか。

委員(是枝綾子議員)

もう1点だけすみません。もう1点、これで終わり。

委員長(松井匡仁議員)

是枝委員。

委員(是枝綾子議員)

これで最後です。先ほどのグルメのところはどこやったかな、37ページ、ありがとうございます。37ページのところの商工費の商工業振興費のグルメイベント事業補助金ということですが、補助金ということですので、忠岡町が直接するということじゃなく、補助ということなんで、どこに補助をされるんですか。

産業建築課(坂本健三課長)

委員長。

委員長(松井匡仁議員)

坂本課長。

産業建築課(坂本健三課長)

商工会さんでございます。

委員(是枝綾子議員)

商工会。委員長。

委員長(松井匡仁議員)

是枝委員。

委員(是枝綾子議員)

商工会に補助金を出して、商工会のほうで窓口でいろいろとやっていただくという、そういう委託的な感じということでありますかね。それとも、こういう中身でやってほしいということで忠岡町が使い道をきちっと、こういうふうにということで、あと、それに対して補助しますよということで商工会にお願いするという形なのか、どういう手法でこの補助金を渡して実施されるんでしょうか。

産業建築課(坂本健三課長)

委員長。

委員長(松井匡仁議員)

坂本課長。

産業建築課(坂本健三課長)

先ほどもご答弁させていただいたとおりメインは商工カーニバルでございますので、当然、商工カーニバルのとことグルメイベントのところは線引きをしながら、今回グルメイベントのところの決まりというんですかね。その辺は今協議中でございますので、割り振りはさしていただいてるつもりでございますので、よろしくお願いいたします。

委員(是枝綾子議員)

委員長。

委員長(松井匡仁議員)

是枝委員。

委員(是枝綾子議員)

グルメイベントの事業のみの補助金というふうに、ちょっとここではこう見たんですけれども、商工カーニバル全体にもその補助金が行くということになる、線引きができないとおっしゃっておられたので、その辺りですね、どのような補助金の要綱ということになってるんでしょうか。

産業建築課(坂本健三課長)

委員長。

委員長(松井匡仁議員)

坂本課長。

産業建築課(坂本健三課長)

要綱でございますけども、町村振興共催事業実施要綱というのがございまして、そちらを利用させていただくような要綱にさせていただいております。

委員(是枝綾子議員)

委員長。

委員長(松井匡仁議員)

是枝委員。

委員(是枝綾子議員)

これは渡し切りの補助金ということなのか、実際にこれだけ要りましたということに対しての上限の補正で、実際に必要、かかった分に対しての補助金ということなのか、どういうふうなことでしょうか。

産業建築課(坂本健三課長)

委員長。

坂本課長。

産業建築課(坂本健三課長)

1事業当たり上限は200万円となっておりますので、200万円以内で200万円使っていただいたら結構かなと思っておりますけども。

委員(是枝綾子議員)

委員長。

委員長(松井匡仁議員)

是枝委員。

委員(是枝綾子議員)

財源が全然、忠岡町の一般財源使っていないので、町村振興会のほうの何か要綱ということでいかれるので、渡し切りということなんですか、これ。そしたらすみません。

秘書人事課(中定昭博課長)

委員長。

委員長(松井匡仁議員)

中定課長。

秘書人事課(中定昭博課長)

歳入のほうを私ども秘書人事課のほうで担当させていただいていますので、その辺、お 答えさせていただきます。

渡し切りといいますか、事前の打合せ、受けていただける可能性も含めてやっておりますので、その中では200万で収めてくださいという形ではお願いしてるところでございます。

委員長(松井匡仁議員)

すみません、これ、そもそも補助金の、どういった使い道のお話ししてるんですけれども、出てるところが町村議長会の、町村長会のところとお伺いしてるんですが、この辺はどういった形での補助金の出し方というのは、柏原局長のほうでは把握されていないんでしょうか。答弁ができない。

秘書人事課(中定昭博課長)

ごめんなさい。

委員長(松井匡仁議員)

中定課長。

秘書人事課(中定昭博課長)

ちょっとその辺、説明させていただきます。町村会からの補助金でございまして、名目としましてはここに歳入で上げさせていただいてるんですけども、23ページに上げさせていただいてるんですけども、町村振興共催事業負担金ということで、趣旨としましては物を買うのは駄目だと、イベントに使ってくださいという趣旨のものでございます。あと

は市町村でデザインをしてくださいというところになっております。

で、この補助金については毎年、町村会から輪番で「忠岡町さん、今年、補助金出せま すんで」ということで、頂けるものでございます。前回は忠岡町80周年記念式典で利用 させていただきました。

それから、先ほどもちょっと坂本産業建築課長のほうからの答弁でもあったんですけど も、忠岡町から商工会に出させていただく要綱としましては、商工会の補助金要綱という ものに基づいて出す形になります。

それから、出し切りなのかというのは、当然補助金ですので、余りが出たら返還の対象になってくるものと考えております。

以上でございます。

委員(是枝綾子議員)

分かりました。はい。

委員長(松井匡仁議員)

是枝委員。

委員(是枝綾子議員)

分かりました。これは渡し切りということではなく、残額が出れば返還していただくというものだということが分かりました。また、要綱については町村長会の要綱と、あと商工会の補助金要綱というものを、後日で構いませんので、また頂きたいと思います。

委員長(松井匡仁議員)

他に、ご質疑ございますでしょうか。

勝元委員。

委員 (勝元由佳子議員)

ちょっとすみません。さっき是枝委員との質疑、やり取り聞いてて、ちょっと「うん?」と思ったんですけどね、議案書の26ページの鑑定の委託料なんですけど、土地の鑑定委託の分なんですけど、これね、ごみ処理の公民連携に付随した案件なんで、生活環境課さんかなと思ってたら総務課が答えてはったでしょう、答弁でね。で、財産管理費というか財産管理やから総務課の所管でやってるんかなとか思うんですけど、まずこの契約自体は、じゃあ総務課でやるということですか。生活環境課で契約締結と、随契なんで原課でやるのか総務課がやるのか、どっちがやるのかというところをお聞きしたいんですけど。

町長公室(南 智樹次長兼総務課長)

委員長。

委員長(松井匡仁議員)

南次長。

町長公室(南 智樹次長兼総務課長)

本案件の契約については、総務課が締結する予定でございます。

委員 (勝元由佳子議員)

やっぱり。はい、委員長。

委員長(松井匡仁議員)

勝元委員。

委員 (勝元由佳子議員)

そこら辺なんですけどね、財産管理で不動産の管理の部分なんですけど、要は土地、今回、土地でしょう。で、上物の建物の管理とかね、例えば行政財産使用料もそうですけど、原課が管理してるじゃないですか。で、料金関係とかも全部原課がやってるんですけど、その財産管理、忠岡町としての財産管理の割り振りというか、土地の管理は総務課で、上物の建物は原課とか、どういう割り振りで財産管理してはるんですかね。総務課と原課との割り振りがちょっとよく分かれへんのですけど。基本、原課かなって私はちょっと思ってたんですけど、じゃないんですよね。見てると。

町長公室(南 智樹次長兼総務課長)

委員長。

委員長(松井匡仁議員)

南次長。

町長公室(南 智樹次長兼総務課長)

ご承知のとおり公有財産につきましては、行政財産と普通財産、この2つに分かれようかと思います。で、どこの所管か、管理かというところでございますけども、原則、行政財産については担当課、原課というふうに考えてございます。また、それ以外の財産、いわゆる普通財産に当たろうかと思いますけども、今回この普通財産については、先ほどご質問いただいた今回の鑑定業務においてはその時点で行政財産を普通財産に変更した上で貸付けを行うというところでございますので、そういったことで総務課が今回、契約を担うということでございます。

委員 (勝元由佳子議員)

委員長。

委員長(松井匡仁議員)

勝元委員。

委員 (勝元由佳子議員)

じゃあ、ここのし尿処理場の跡地というのは、もう普通財産に移した後って、今もう移 した後ということですか。

住民部 (新城正俊次長兼生活環境課長)

委員長。

新城次長。

住民部 (新城正俊次長兼生活環境課長)

現在のところはまだ行政財産でございます。解体は終わってるんですけども、し尿施設について現在休止ということになってますので、次年度の来年3月31日まで普通財産に一旦戻して、普通財産で契約するということの運びになります。

以上でございます。

委員 (勝元由佳子議員)

委員長。

委員長(松井匡仁議員)

勝元委員。

委員 (勝元由佳子議員)

じゃあ契約する時点でもう普通財産になってるから、管理は総務課でという意味でやる ということですね。そこは分かりました。

あと、その契約の部分なんですけど、少額随契っておっしゃっていたでしょう。で、それ聞くまでは別にこの金額、49万5,000円ってあまりそんなに気にもとめてなかったんですけど、少額随契するつもりなんやったら、この金額ぎりぎりいっぱいの金額取ってきてるなあって、何か逆に悪い見方したら何か意図的にも見えたりするんですよ。随契、最初からやる気あったなみたいなところもあったりとかするんです。

で、そのね、もう既に依頼先というんですかね、委託先から見積りを既に取ってるとこですって先ほど総務課長さんおっしゃってたと思うんですけど、まず、その委託先の候補というところで、忠岡町にそもそもこの鑑定士さんというんですかね。委託先は業者というんか鑑定士になるんか、ちょっと私、そこら辺分からないんですけど、そもそも町に登録してる相手方なのかというのが1個と、何社ぐらいそうやって依頼してるのかというのと、あともう1個ね。多分これ、今回予算取るに当たっての参考見積りとか、併せて取ってるんやと思いますけど、当然自分の、自らが受注できるかもしれないと思ったら、業者って当然提示する、町に提出する見積書の額、上げてきますわね。当たり前ですけど。だからそこら辺の見積りの取り方が、先日の一般質問でも予定価格の設定に関係した業者を何で参入させんねんというところ、おかしいん違うんかと言わしてもらいましたけど、予算額とか予定価格とか設計金額の設計に、そもそも何かそういう候補になるような業者がその受注を見込んで金額を提示するという部分を忠岡町はどう考えておられるのかというところはちょっとお聞きしたいんですけど。

町長公室(南 智樹次長兼総務課長)

委員長。

委員長(松井匡仁議員)

南次長。

町長公室(南 智樹次長兼総務課長)

今回、この業務委託に関する見積りを、参考見積りということで徴取する段階におきましては、この鑑定業者というところは複数社あったように記憶してございます。で、その中でなぜここの、少額随契になるということで1社から見積りを徴したというところでございますけども、その複数社からなぜこの1社かというところについての説明については的確には行えないということがございましたので、その複数社の中からランダムで抽出を行った結果、1社から見積りを徴したということでございます。

また、あえて少額入札に付さずに随意契約を行う目的で、その意図があるかどうかというところのお話も頂きましたけれども、それは毛頭ないということでご理解いただけたらなというふうに思ってございます。

で、あと町内業者でございますけども、ちょっと今、その資料は手持ちでございませんが、ちょっと町内ではなかったというような記憶は。

委員 (勝元由佳子議員)

すみません、町内業者とは言うてないです。町内業者は全然言うてないです。でなくて、その予算額とか予定価格とか金額の設計あるでしょう。忠岡町が秘匿せなあかん情報を設計することに、その受注候補になる業者からそうやって見積り取るとか、受注業者がそこら辺の設計金額、知り得る状態にあることを町としてはどう思っているのかというところを聞いてるんです。

町長公室(南 智樹次長兼総務課長)

委員長。

委員長(松井匡仁議員)

南次長。

町長公室(南 智樹次長兼総務課長)

今回もそうですけども、ほかの専門的な分野において、これはもう従前から町といたしまして専門的に設計を行う者が少ない、いないというところでお話しさせていただいてるかと思います。今回、全体的な話は別として、今回のこの案件につきましても、もうこの当該土地の評価するに当たっての委託料というところだけの設計を職員だけで組むというのは難しいということでありますので、業者から一定の額を参考にということで見積りを徴したということでご理解いただけたらなと思ってございます。

委員 (勝元由佳子議員)

委員長。

委員長(松井匡仁議員)

勝元委員。

委員 (勝元由佳子議員)

そこは一定、従前から同じ答えなので、もう分かりましたと言うしかないのであれです

けど、少額随契ね、複数から比較見積り取ってるんかと思ったら、1社なんですか。1社 のみということですか。1社からしか見積書、取ってないということですか。

町長公室(南 智樹次長兼総務課長)

委員長。

委員長(松井匡仁議員)

南次長。

町長公室(南 智樹次長兼総務課長)

はい、1社でございます。

委員 (勝元由佳子議員)

はい。

委員長(松井匡仁議員)

勝元委員。

委員 (勝元由佳子議員)

それやったらなおのこと、何で1社なんですかなんですけど、登録業者、複数あるのに何で1社、そこで決め打ちでというところの理由はちゃんと説明していただきたいんですけど。先ほどアットランダムって言ってましたけど、そのアットランダムの選び方自体もちょっと理解し難いものがあるんですけど、ちょっと詳しく説明していただけますか。

町長公室(南 智樹次長兼総務課長)

委員長。

委員長(松井匡仁議員)

南次長。

町長公室(南 智樹次長兼総務課長)

ランダム的に抽出したという点でございますけども、ちょっとこれは正直、私、その手法的なんは詳しく存じ上げてはございません。パソコンで一定の登録業者を集計したところから、パソコン等の操作でランダム関数を使って1社を抽出できるという機能があるということから、その点を利用して抽出したということでございます。

委員 (勝元由佳子議員)

委員長。

委員長(松井匡仁議員)

勝元委員。

委員 (勝元由佳子議員)

じゃあいつも、いつもというか、よくふだんされてるように職員さん、町側がここの業者にというて決めたんじゃなくて、パソコンで機械でくじ引きみたいな感じで選んだということですか。それやったら一定、ちょっと公正性はあるんかなと思いますけど。

答弁は必要ですか。

委員 (勝元由佳子議員)

もう結構です。ただ1個、ちょっとそれを、どこからそういう手法というか、職員さんがやりはったのか、そういう手法をどうやって導入されたんですか。今までしてなかったそういう新たな手法を。既にやってますか、そういうことは。もし今の担当職員さんが何かそういう手法を見つけてきてやったんで、ちょっと定石的には分かりませんというんやったら、それでおっしゃっていただいても結構ですけど。

町長公室(南 智樹次長兼総務課長)

委員長。

委員長(松井匡仁議員)

南次長。

町長公室(南 智樹次長兼総務課長)

それに直接お答えする資料については、ちょっと今持ち合わせがございませんが、恐らくという形で申し訳ございませんが、一定の、職員が勝手にというところではなくて、一般的にその機能ということでソフト的なものがあるということで認識してございます。

委員 (勝元由佳子議員)

委員長。

委員長(松井匡仁議員)

勝元委員。

委員 (勝元由佳子議員)

じゃあ、もともと忠岡町の職員端末、職員が使ってるパソコンにそういう機能、入ってたんですか、もともと。そこら辺、よう分かれへんのですけど。できた、できる仕様にパソコンがなってたということですか。どうやってこれを導入したんですかという。関数やったらエクセルですか。

町長公室(南 智樹次長兼総務課長)

委員長。

委員長(松井匡仁議員)

南次長。

町長公室(南 智樹次長兼総務課長)

申し訳ございません。ちょっと具体的に明確にこういった形の手法を用いてやってるということは、先ほども申し上げてるように資料がちょっと手持ちでございませんので、ちょっと後ほどということでご対応いただければと思いますが、よろしくお願いいたします。

委員 (勝元由佳子議員)

分かりました。

委員長(松井匡仁議員)

委員、よろしいですか。

他に、ご質疑ございますでしょうか。

是枝委員。

委員(是枝綾子議員)

すみません、今の少額随契、鑑定評価業務委託料の少額随契のことについて、ガイドラインで随意契約の部分については私、ちょっと読んだことあるんですけれども、少額随契についてのガイドラインの何か取り決めというのがあるのかというのは、どうなんでしょうか、そこは。

町長公室(南 智樹次長兼総務課長)

委員長。

委員長(松井匡仁議員)

南次長。

町長公室(南 智樹次長兼総務課長)

随意契約ガイドラインにおいて、各部門における少額随契の限度額ということで規定が ございますので、その規定を踏まえて適切に行うというふうなことを網羅してる形にはな ってはございます。

委員(是枝綾子議員)

すみません。はい。

委員長(松井匡仁議員)

是枝委員。

委員(是枝綾子議員)

少額随契の金額のことではなく、随意契約のガイドラインで複数から取ることと、複数から取るのが困難な場合は、またそのちゃんと正当な理由が明記してということで、一応入札の場合は入札調書がありますけれども、随意契約でも調書を作ることというふうにガイドライン上ではなってたと思うんですけれども、そこにはやはり予定価格を一応、きちっと書かないといけないということになりますが、この少額随契の場合はそういう調書はもう要らないということになっているのかどうかということで、予定価格をきちっと持った上でアットランダムに選んで、その業者をちょっと抽出したということになっているのか、ちょっとその手法についてきちっとガイドラインの手順を踏まれているのかどうかということについて確認したいんですけれども。

町長公室(南 智樹次長兼総務課長)

委員長。

委員長(松井匡仁議員)

南次長。

町長公室(南 智樹次長兼総務課長)

今回の案件において調書の作成が要るのか、やっているのかやってないのかという部分 につきましては、やっているということでございます。

で、先ほど来からのご質問の中でね、要は少額随契においてはなるべく、契約規則でも 規定がございますが、なるべく2社以上から徴取するという規定はございます。これは、 今回はあくまで補正予算という形で上程させていただいておる参考見積りを徴したという ことでございますので、1社からそういった手法において徴取したということでございま す。また、この額を参考に実際にその鑑定事業者と契約する際には、また複数社というと ころで、ガイドラインに基づいた対応ということで事務を行っていくというものでござい ますので、ご理解いただきたいと思います。

委員長(松井匡仁議員)

是枝委員。

委員(是枝綾子議員)

分かりました。ランダムで選ばれたそのところは、予定価格を設定するというんですか、補正予算というところでしたわけで、この複数見積りを取るところの業者からその業者は外すということなんですね。そしたらね。ランダムで選んだのは予定価格をちょっと設定するための目的ね、目的はあって、その業者は複数見積り、相見積りのその中には入れないということになってるんですね。

町長公室(立花武彦公室長)

委員長。

委員長(松井匡仁議員)

立花公室長。

町長公室(立花武彦公室長)

参考見積りですので、その見積りいただいたところところですね。その見積り、次に業者を選ぶ見積りをもらわないということは、やっぱり相手さん方にも失礼ですので、複数 社頂いてるので、そこで競争していただくというところでございますので、よろしくお願いします。

委員長(松井匡仁議員)

他に、ご質疑ございますでしょうか。

委員 (勝元由佳子議員)

すみません。

委員長(松井匡仁議員)

勝元委員。

委員 (勝元由佳子議員)

ちょっと今の是枝議員のやり取りを聞いていて、ちょっと私の認識、間違えていたんか

確認したいんですけど、さっき私の質問の中で聞いたことにかぶるんですけど、今回、1 社から見積り取ったっておっしゃってたでしょう、ランダムに抽出して。これはあくまで もこの補正予算の予算額を決めるための参考見積りの徴取という意味ですか。私はもう補 正予算額もそうやし予定価格とか設計金額の設定プラス、もう受注のための見積り徴取も 全部ひっくるめての見積り徴取なのかなと思ってるんで、じゃない。じゃあ今後こうやっ て補正予算が通ったら、ちゃんと発注事務を始めるに当たって、もう1回仕切り直しとい うか、見積り、比較見積りを複数社から取るということで合ってますか。

町長公室(立花武彦公室長)

委員長。

委員長(松井匡仁議員)

立花公室長。

町長公室(立花武彦公室長)

今回につきましては予算の見積りだけなんで、実際契約するときには再度もう1回見積りを頂くというところでございます。

委員 (勝元由佳子議員)

なるほどね。分かりました。

委員長(松井匡仁議員)

勝元委員。

委員 (勝元由佳子議員)

でも、そこはあれですね。先ほどの1社だけで決め打ちの随契じゃなくて、ちゃんと複数社から普通の随契しますよということですね。分かりました。ありがとうございます。

委員長(松井匡仁議員)

他に、ご質疑ございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

委員長(松井匡仁議員)

ないようですので、質疑を終結いたします。

委員長(松井匡仁議員)

続きまして討論を行います。討論ございますでしょうか。

委員(是枝綾子議員)

委員長。

委員長(松井匡仁議員)

是枝委員。

委員(是枝綾子議員)

反対討論です。日本共産党の反対討論を行います。

今回、補正予算で問題となるのは支出であります。第2款、総務費、第4目、財産管理

費、補正額49万5,000円の鑑定評価業務委託料であります。これは本町クリーンセンターを今後、公民連携方式で産廃焼却施設、日量220トンのごみ処理方式にするために旧し尿処理場の土地を公民連携の相手方のSPCに4月から運営を委託をして、中継施設として貸し出すために土地の賃借料を算定するための鑑定評価業務委託料であります。

産廃焼却施設の建設については、府の申請もまだですし、府の許可が下りていない現段階において、本町住民のごみを三重県伊賀市にある三重中央開発まで運搬し焼却委託をする理由というものはなく、現クリーンセンターの運転を続ければごみを三重まで運ぶことなく、中継施設の建設の必要もありません。

よって、旧し尿処理場の土地を中継施設の土地として貸し出す必要もないため、土地の 鑑定評価業務委託料は必要ないということで、認めるわけにはいきません。

そしてもう一つは、同じ第2款、総務費、第7目、基金費で、補正額3億6,300万円の財政調整基金積立金であります。令和4年度の繰越金、ほぼ全額を基金に積み立てるものであります。地方財政法上は繰越金の2分の1を下回らないという金額で積み立てればよいのに全額、ほぼ全額積み立てております。現在、財政調整基金は13億円以上残高がありますのに、さらに今回3億6,000万円積み立てるとなると16億円を超えるものです。

先日の本会議で「積立金を22億円までためる」というお答えがありました。今議会の 小島議員の質問に健康福祉部長が「財政が厳しい折、補聴器の補助は出せない」という答 弁をされておりました。住民サービスはなかなか充実させないけれども、積立ての予算は 全額組んでいくという印象を受けました。で、財政が本当に厳しいのかという疑問もござ います。こんなバランスの取れない繰越金、ほぼ全額、22億円に向かっての財政調整基 金のさらなる積み増しは認めるわけにはいきません。

円安、原油高、物価高騰で住民の生活が大変になっている、そういった状況の下、住民の暮らしを支えることの施策が少ないのに基金は22億円までためるというのでは、大変バランスが取れていないし、地方自治体としての役割も発揮できてないというふうに思われます。

よって、以上2点の点から、今委員会に付託された補正予算については反対をいたします。

委員長(松井匡仁議員)

賛成討論、ございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

委員長(松井匡仁議員)

反対討論はございますか。

(「なし」の声あり)

それでは、討論を終結いたします。

続きまして、起立により採決をいたします。

議案第34号 令和5年度忠岡町一般会計補正予算(第3号)について、原案のとおり 可決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

委員長(松井匡仁議員)

ありがとうございます。起立多数。

よって、議案第34号は、原案のとおり可決されました。

委員長(松井匡仁議員)

以上で、本委員会に付託を受けました議案3件について全て議了いたしました。

本日の審議経過並びに結果につきましては、次の本会議において委員会委員長報告を行います。委員の皆様方、ご協力よろしくお願いいたします。

委員長(松井匡仁議員)

その他、理事者側で何かございますでしょうか。

(な し)

委員長(松井匡仁議員)

議員さんのほうで何か、総務事業に関係することで。

勝元委員。

委員 (勝元由佳子議員)

すみません、ちょっと確認というかね。せんだって一般質問させていただいたんですけど、こども園関係は福祉文教の分野なんで、そこの内容は触れないんですけど、公室部局のほうにちょっと確認したいんですけど、まず総務課のほうですよね。ガイドライン、随契じゃなくて工事請負のね。要は設計変更、契約変更のガイドラインって作ってますでしょう。策定してますでしょう。あそこの確認なんですけどね。軽微な変更については、教育委員会の言い分というか説明やと、軽微な変更についてはあのガイドラインに書いてる煩雑な手続ですよね。文書で何日以内に通知してどうのこうのというね。あれだけじゃなくて、契約変更もそうだし、それこそ議会の議決、要るやつについては議会の議決も全部スルーしていいんだということでずっと説明してきてるんですけど、じゃないですよねというところをまず確認したいんですよ。

せんだって総務課のほうに確認したら、「じゃないですよ」と。当然あのガイドラインに書いてる煩雑な手続は省略していただいても結構ですけど、当然、変更契約というか、契約の変更ですよね、の起案、決裁も当然していただかないといけないですし、それこそ議案の議決、すっ飛ばしていいなんて、そんなこと全然想定してないから、してもらうべ

きことはちゃんとしてもらわんと駄目ですよということやったんですけど、それで合ってますよねというところ、確認なんですけど。

町長公室(南 智樹次長兼総務課長)

委員長。

委員長(松井匡仁議員)

南次長。

町長公室(南 智樹次長兼総務課長)

今、ご指摘いただいてます工事請負契約における設計の変更ガイドラインにつきましてはですね、本町においては令和3年の4月に作成したものでございます。で、今言うていただいてますその設計変更の事案のうち、軽微な設計変更というところで、請負金額の変更額の累計が、当初の請負金額の20%に相当する額またはその額が1,000万円を超える部分については1,000万円とするという記載がございます。

これにつきましては、この金額以内であれば当該設計変更に係る一定の事務手続を省略することができる旨を定めたものでございますので、決して変更契約を行う必要がないというものではないということでございます。よって、今勝元委員の言うていただいたところについては、そのとおりというところでご理解いただけたらと思います。

委員 (勝元由佳子議員)

委員長。

委員長(松井匡仁議員)

勝元委員。

委員 (勝元由佳子議員)

そこでなんですけど、それぞれの契約締結とかの事務って、各原課、担当部局でやってると思うんですけど、町としてのそういう当たり前の取決めの部分、ありますよね。このガイドラインもそうですけど、結局周知されてるのかというところなんですよ。で、以前からもちょっと言わしてもらってますけど、結局、総務課で何らかのそういうマニュアル的なものを公室部局で作って、全課にぽーんって投げて、「こんなん、作りましたよ」って言うたところで、まあメールで送ってるのかどういう周知してるんか知りませんけど、送って終わりやったら多分周知されてないと思うんですよ。

現に周知されてへんから、そういう何か全然違う認識でやってる部局も出てきてるわけでね。そこはもう1回、ちゃんと確認していただきたいというのと、あと実際、建設部局ですかね、に聞いてたら、土木のほうもそうなんですけど、ちゃんと記録というんですかね、何か取ってちゃんとやってますよとかっていうのを聞いてるんですけど、それは軽微な変更の場合の、担当部局のやるべき事務処理というんですか、そういうのって忠岡町で統一してないんですか。原課任せで、もうお任せで、好きに任意でやったらええよ、記録取りたい部局は取ったらええけど、取らん、取りたあないというか、取らへん部局は取ら

んでいいよっていうふうに今なってるように思うんですけど、そこは町として統一して、 最低限度こういう、いつ、どこで、誰が業者と協議して、こういうことを決めたとか、そ ういうのをちゃんと記録取るとか、決裁も含めてやるというふうに、町で何か統一してな いんですか。そこは公室部局の仕事やと思うんですけど。

町長公室(立花武彦公室長)

委員長。

委員長(松井匡仁議員)

立花公室長。

町長公室(立花武彦公室長)

大きい工事になれば管理会社が入ってますので、そちらのほうと週に1回なりとか定期的に会議をしてると思うんですけども、そちらの中では多分、記録は残ってるとは思うんですけども、その詳細については取り決めはしてないというところでございます。原課のほうでやっていただくということでございます。

委員 (勝元由佳子議員)

委員長。

委員長(松井匡仁議員)

勝元委員。

委員 (勝元由佳子議員)

それね。実際、この前のやつでもね、工事管理委託業者が作っててどうのとかって、業者任せで議事録というか会議録というか記録とかもお任せにしてるんですけど、そこは何でもトラブルって、言うた言えへんとかなるからトラブルになるわけでしょう。やったら町側もちゃんとそれ、定例会議とか業者側とみんな集まって打合せして何か決めてるとか、何かやってるんやったら、それは業者だけの言い分で任せる、任せているんじゃなくて、町長でちゃんと自分たちの聞いた、把握した内容というのはちゃんと記録取らないと、それが後々、言った言えへんとかお互いの認識違いとかになってくるわけでしょう。だから、業者から会議録とかメモをもらうんじゃなくて、町は町で責任持って記録残すべきやと思いますけど。

町長公室(立花武彦公室長)

委員長。

委員長(松井匡仁議員)

立花公室長。

町長公室(立花武彦公室長)

私がやった、携わったときの工事のときは、管理会社から出てきた記録ですね。どういう発言をしてるのかというのまで確認させていただいてました。ただ、それが今どのようにしてるか、ちょっと分からないんですけども、管理会社と事業者とそれで町が会議しま

すので、そこでの発言は会議録、議事録なりに残ってると思いますので、そういうふうに 今でもやってるとは思っております。

委員 (勝元由佳子議員)

委員長。

委員長(松井匡仁議員)

勝元委員。

委員 (勝元由佳子議員)

公室長の、公室部局の答弁聞いてると、どこまでいっても原課任せ、業者任せで、公室 部局は知らないよって言うてるようにしか聞こえないんですよ。じゃあ、私は少なくと も、じゃないでしょうと。やっぱり担当部局は担当部局でやってるかもしれないですけ ど、そこを補完するというか足らずを補うために公室部局中枢があるんやと思ってるんで すよ。

で、今回みたいにこういう問題があったのも、1つですけど、やっぱりちゃんと上で総括的に町組織を見てる部局が「いや、それ、まずいで」とか思うところがあったらね、今の答弁みたいに「いや、原課がやってるんです」とか「業者がやってるんです」じゃなくて、ちゃんとそこは公室部局が町組織として「いや、こういうことはあかんな。変えていかなあかんな」とか「町全体としてこういうふうにしていこうか」とか、実際、問題起きてるわけですから、そこは何か改める考えはないですか。

町長公室(立花武彦公室長)

委員長。

委員長(松井匡仁議員)

立花公室長。

町長公室(立花武彦公室長)

工事の場合については、所管してる課が工事自体、把握しておりますので、総務課のほうではその契約の内容が合うてるとか変更契約をするのに、そのときは内容が合うてるとか、そういう部分では私が携わってる部分があるんですけども、その全ての工事の内容までは総務課で把握してるかとなると、これはそこまでしてません。ただ、そこまでできる人員もいてませんし、そこは、縦割りではないですけども、専門的な部分で、この契約については総務課ですると、正しい契約をしていくというところで考えておりますので、よろしくお願いします。

委員 (勝元由佳子議員)

委員長。

委員長 (松井匡仁議員)

すみません。ちょっと時間がお昼になってしまいました。勝元委員、この後、この質問 は。

委員 (勝元由佳子議員)

もうそんなに長くないです。

委員長(松井匡仁議員)

委員の皆さん、少しよろしいでしょうか、このまま続けまして。理事者もよろしいでしょうか。

ただ、勝元委員、これは何かを一つ想定して質問されているのかどうか分かりませんですが、これ、総務常任委員会に関することでございますので、その辺、留意していただいて質問よろしくお願いいたします。

委員 (勝元由佳子議員)

はい。今、委員長からもお話ありましたけど、町全体、町組織としてどう管理するかは 公室部局の所管やから、あえてここで総務のほうで言わしてもらってるんですよ。個々の 案件はもう福祉文教なり担当の所管でやればいいと思ってるんですよ。町組織としてとい うところで聞いてるんですけど、結局、何か問題があって、担当部局がポカしたとして も、町の中枢の公室部局がちゃんと町長、副町長、公室部局がちゃんと機能してたら、 「おいおい、そんなんあかんで」ってなってね、町組織としての失態を防げるわけです よ。そこが何で、確認もそうですけど、一体忠岡町はどういうね、組織としての意思決定 をしてるんだというところが疑問があるから聞いてるわけなんですよ。

それを、あんな大きな工事やったら当然公室部局もかんでるわけでしょう。時々チェックもしてるし決裁も当然上がってくるでしょうけど、そこでちゃんと見てるんかとか、おかしいところがあったら注意してるかとか、それこそ町組織としての体(てい)を整えるのは、私は公室部局、中枢の部分やと思ってるからこそ、ここの総務の常任委員会で取り上げてるんですよ。別に原課がどこであろうと関係ないですよ。どんな案件であってもですよ。

町長公室(立花武彦公室長)

委員長。

委員長(松井匡仁議員)

公室長。

町長公室(立花武彦公室長)

先ほども答弁させてもらいましたけども、総務課ではその契約内容について精査してると。ただ今回、大きな問題、できてなかったところがたくさんありますので、それについては見直しをしていくべきやと思います。ただ、総務課のほうでは今回、設計のガイドラインとか作ってるんですけども、それについては職員に対して研修とかもしております。全てが全てできてるかというのは、そこはまだ問題があるかと思うんですけども、ある一定、各職員がその契約内容を把握していくと、そういうことをまず第一にしていかないとこういう、こういった問題は解決しないと思いますので、全てのその事業の内容を公室部

局で把握せえというのは、これはなかなか難しいと思いますので、よろしくお願いします。

委員 (勝元由佳子議員)

はい。

委員長(松井匡仁議員)

勝元委員。

委員 (勝元由佳子議員)

どこまでいってもね、私が言ってるのはそういうことじゃなくて、細かい内容を把握し ろじゃなくて、大きい枠でね。私でもそんなん、各部局の案件内容、知らないですよ。知 らんけど、こうやっておかしいところ見えてるわけじゃないですか。そこを言ってるんで すよ。

だから、高所大所から中枢部局はちゃんと見て、行政としておかしいでとか、意思決定の過程に問題あるでとか、それこそ議会の議決を得てへんとか、そういう大きいところでおかしいでというところがあったらやっぱり注意するのは、公室部局がちゃんとチェック機能を働かしていただかないと、どこまでいっても今の答弁おっしゃってる限り、正直、公室長も町長も副町長も公室部局、ある意味ないと思いますよ。はっきり言いますけど、担当部局だけでいいと思います。

以上です。答弁、結構です。

委員長(松井匡仁議員)

他に、ございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

委員長(松井匡仁議員)

ないようですので、総務事業常任委員会を閉じます。

閉会に当たり町長よりご挨拶いただきます。杉原町長。

町長(杉原健士町長)

長時間にわたりご審議、ありがとうございました。しっかりと、一般会計補正予算につきましてはいろいろご審議いただくことになりましたけれども、いろんな意味で気を引き締めながら、点で捉えるんじゃなくして線で捉えるというような形で、基金の問題、いろんな問題というところはしっかりと把握しながら頑張ってまいりたいと思います。

クリーンセンターは何と言っても粛々と前に進めるという中においては、やっぱり民間 関係者も入れなあきませんし、このまま前に進むに当たりましてはご議決をいただいてま すので、私ども理事者としましてはしっかりと前に進めていきますので、その辺のところ ご理解のほどよろしくお願いいたします。

長時間ご苦労さんでございました。ありがとうございました。

ありがとうございました。

以上で総務事業常任委員会を閉じます。

委員の皆様、本日は大変ご苦労さまでございました。

(「午後0時05分」閉会)

以上、会議の顚末を記載し、これに相違ないことを証するため、ここに署名いたします。 令和5年9月12日

総務事業常任委員会委員長 松 井 匡 仁

総務事業常任委員会委員 今奈良 幸 子